

金沢市文化財保護条例の一部改正について(骨子案) —文化財の総合的な保存・活用に向けて—

◎ 背景

近年、過疎化や少子高齢化など社会状況の変化を背景に、貴重な文化財の滅失や散逸等が全国的に問題となっています。従来価値付けが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財の消失、散逸を未然に防ぐとともに、それらをまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで文化財の保存・継承に取り組むことが必要となっています。

このような状況を背景として、平成 30 年の文化財保護法の改正では、指定された文化財のみならず、未指定の文化財や文化的所産を含めた総合的な文化財の保存・活用を進めていくための枠組みである「文化財保存活用地域計画」を地方自治体が作成できるとされました。また、令和 3 年の法改正では、地域に残る未指定の文化財を幅広く保存・活用していくことを目的とした、文化財の「地方登録制度」が新たに盛り込まれました。

◎ 条例改正の目的

本市では、目指すべき将来像を【地域全体で『金沢の歴史文化遺産』を守り育てる】と設定し、「金沢市文化財保存活用地域計画」の作成を進め、令和 3 年 12 月に国の認定を受けました。

金沢の歴史文化遺産は、金沢独自の文化と歴史の結晶であり、それらを市民共有の財産として地域全体で守り育てていくことは、まちに対する誇りを高めるとともに、歴史文化遺産を次代に伝えていく原動力となります。この将来像を実現するためには、金沢の歴史文化遺産をより広く顕在化させるとともに、市民と行政が一体となってその保存活用に取り組んでいくことが必要です。

今回の条例改正では、「金沢市文化財保存活用地域計画」の国認定を機に以下の制度を創設し、地域によって守り伝えられてきた歴史文化遺産をより広く把握し、地域とともに保護し、活用していく体制を整えます。

【新たな制度 1】

・新たに文化財の「市登録文化財制度」を創設し、より幅広く文化財を保護する体制を整えます。

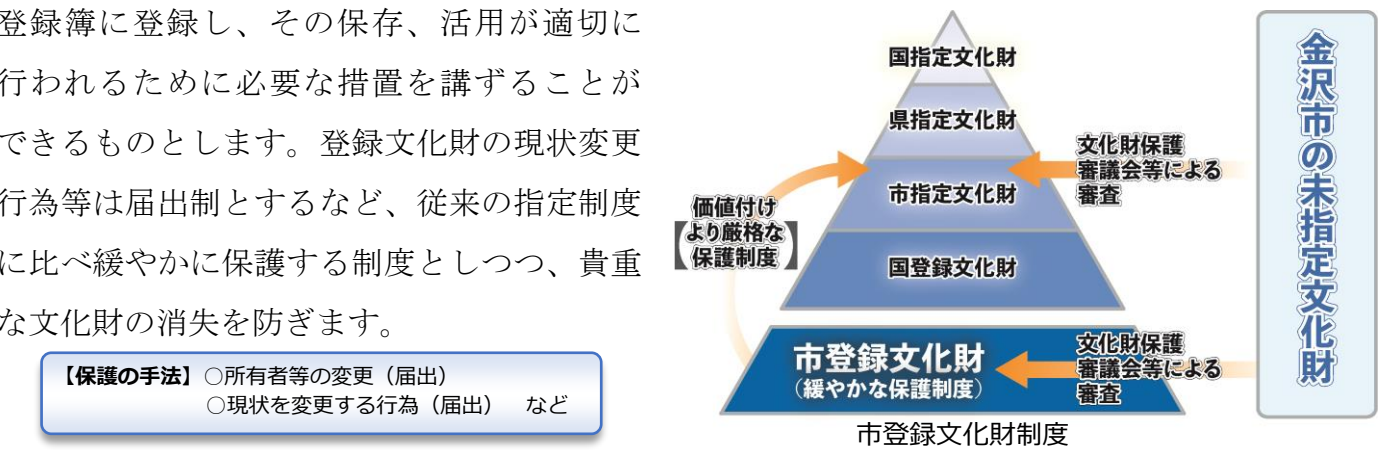
【新たな制度 2】

(1)指定・未指定を問わず、地域の手によって守り伝えられてきた歴史文化遺産を認定し、その活用を支援する「市認定歴史文化遺産制度」により、地域とともに歴史文化遺産を守り育てる体制を整えます。

(2)歴史文化遺産の保護と活用に大きな功績があった団体または個人を顕彰する制度をつくりま

◎ 新たな制度 1：「市登録文化財制度」の創設

市内にある文化財のうち、すでに保護の措置が図られている国指定文化財、国登録文化財、県指定文化財、市指定文化財以外のもので、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを



◎ 新たな制度 2：「市認定歴史文化遺産制度」の創設

(1)歴史文化遺産の認定

文化財の指定、未指定を問わず、地域に伝え残され、及び親しまれているものを歴史文化遺産として定義し、そのうち保存及び活用の必要なものを認定する制度を新たに創設します。

- ①市民によって保護されているもので、
 - ②郷土の特徴を象徴しているものであり、
 - ③認定以後も継続して保護されるとともに、地域の振興等に活用されるものである。
- これら全ての要件を満たすものを認定の対象とし、その保護活動を支援します。

【保護の手法】○所有者等の変更（届出）
○所在を変更する行為（事後届出）など



(2)顕彰制度

今回の改正では、認定歴史文化遺産の保護と活用に大きな功績があった団体または個人を顕彰する制度についても盛り込み、市内の歴史文化遺産の一層の保護と活用につなげます。

※歴史文化遺産制度の詳細は要綱等に定める予定

◎ 施行期日

令和 4 年 9 月定例議会に上程し、令和 4 年 10 月 1 日の施行を目指します。